



那須

1 月号
No.689
2017年(平成29年)

幸多き年を願って

伊王野公民館お正月準備教室

謹賀新年

目次

■タウントピックス	P.2
■カメラスケッチ	P.18
■みんなの広場	P.20
■ほけんだより	P.22
■生涯学習だより	P.25
■農業委員会だより	P.32
■タウンinformation	P.33
■那須自然百景	P.38

新春のごあいさつ



明けましておめでとうございます。皆さまには、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、学校適正配置等計画に基づき5つの小学校が閉校、4月に学びの森小学校、東陽小学校の2つの統合小学校が誕生しました。児童たちは新しい環境にも慣れ、東陽サンライズ(東陽小)が全日本小学生女子ソフトボール大会に出場するなど一致団結し、活躍の場を広げています。

また、本町は農業・畜産業が盛んであり、9月には那須和牛の宣伝と消費拡大のため「那須地ビール祭り2016」を初めて開催

し、盛況の内に終了しました。那須は食材の宝庫ですので、今後も積極的に情報発信してまいります。

10月には、自転車によるまちおこしに取り組む広島県尾道市とサイクリングパートナー事業に関する協定を締結しました。相互にサイクルツーリズムのPRを強化することで誘客を図るとともに、住民交流を促進していきたいと思えます。

なお、今年8月には「山の日」記念全国大会が本町で開催されることが決定しており、町のイメージアップと地域経済の活性化を進めていきます。

さて、今後10年の新たな将来ビジョンとなる第7次那須町振興計画を平成28年3月に策定しました。「みどり輝き活気と笑顔あふれるまちふるさと那須」を目指すべき町の将来像として掲げ、その実現に向け8つの基本方針を設定し各種事業を実施しています。

特に、本町が直面する大きな課題である人口減少や少子化の進展に的確に対応し、町の魅力・活力が今後とも維持されるよう子育て支援対策、定住(移住)対策に重点的に取り組んでいます。保育園の保育サービスの充実、18歳までの子ども医療費現物給付範囲の県内全域拡大、教育環境の整備充

実、空き家バンク制度の運用、戸建て定住促進住宅の整備など那須町に住みたい、住んで良かったと思えるような効果的な事業を推進していきます。

そのほか、近年の異常気象による集中豪雨や地震、火山噴火など災害発生に備えた防災体制の強化を図ります。さらには、本町は高齢化率が35%を超える超高齢社会であることから、高齢者の自立支援、地域福祉の充実を図ります。

今後も将来を見据えながら、行政と町民が一体となった持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、この一年が皆さまにとって幸多き年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のあいさつといたします。

那須町長 高久 勝



平成29・30年度 入札参加資格審査申請の 受付について

町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等（建設工事に関連する設計、調査、測量等）および物品の製造・販売・役務の提供等に係る入札への参加を希望する事業者の資格審査申請を次のとおり受け付けします。

▼資格の有効期間
平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間

▼受付期限 1月13日（金）

▼受付方法 持参または郵送（持参の場合は土・日曜・祝日を除く）

く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は郵便書留で消印の日有効）

▼申請書・記載要領の配布 町ホームページからダウンロードするか町役場総務課（庁舎3階）で配布しています。

▼受付場所・問合せ 総務課契約管理係 ☎726902

《ホームページアドレス》
<http://www.town.nasu.lg.jp>

統計調査功労者表彰

12月2日、第54回栃木県統計大会が開催され、町からは2名の統計調査員が表彰されました。

栃木県知事表彰

石山一男さん

（那須高原）

平成3年から各種統計調査の調査員として尽力され、その功績に対し栃木県知事表彰を受賞されました。

総務大臣表彰

岸 勇さん

（新夕狩）

平成27年国勢調査において調査員として優秀に従事されたことに對し総務大臣表彰を受賞されました。

12月議会定例会

行政財産使用料条例制定や 農業委員会委員の定数を定める 条例制定など9議案を可決

平成28年第4回那須町議会定例会が、11月30日から12月8日までの9日間開催され、行政財産使用料条例や農業委員会委員の定数および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例など9議案が審議され、いずれも原案どおり可決されました。

可決された主な議案は、次のとおりです。

【行政財産使用料条例の制定】

行政財産の目的外使用の許可を受けた者から使用料を徴収するため、使用料、使用料の納付、使用料の減免等を定める条例を制定しました。

【農業委員会委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定】

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会制度が抜本的改正されたことに伴い、農業委員の定数を12名、新設された農地利用最適化推進委員の定数を30名に定める条例を制定しました。

なお、現在の農業委員については、経過措置として任期の平成29年7月までは現状どおりです。

【定住促進住宅の設置および管理に関する条例の一部改正】

平成29年度からグリーンハイツ田中宅地分譲地内で管理運営を開始する戸建て定住促進住宅について住宅の名称・家賃等を設定するため、条例の一部を改正しました。

▼住宅の名称

グリーンハイツ田中リビナス

▼戸数 3戸

▼家賃 月額50,000円

▼特例 18歳以下の子どもがいる子育て世帯は家賃の1割を減額。20年間継続して居住した場合、土地、建物を無償譲渡できる。



那須町民生委員・児童委員委嘱状伝達交付式



地域福祉の推進役 民生委員・児童委員が改選

民生委員・児童委員の任期（3年）満了に伴い、12月1日付けで厚生労働大臣から交付された委嘱状の伝達式が、12月5日、役場正庁で行われ、新任18名、再任35名、合わせて53名（うち主任児童委員3名）の委員が誕生しました。

民生委員・児童委員は、常に地域住民の立場に立つて、高齢者や障がい者など、福祉を必要とする人への相談役として、また、主任児童委員は、地域の児童委員と連携を図り、児童の健全育成のための活動を行い、地域福祉の推進に活躍されています。

また、この11月30日付けを持ちまして、退任された16名の委員の皆さまには、永年にわたり地域福祉の向上にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新委員とその担当地区ならびに退任された方は、次のとおりです。（敬称略）

▼新委員 別表のとおり

▼退任者 川村克美、菊地正敏、平山昌始、有坂紀子、室井一郎、高宮幸男、大澤田鶴子、齋藤 榮、平 雅夫、金子允夫、大森守保、佐久間春男、益子一治、三森幸雄、薄井芳弘、薄井繁子

▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎726917

氏 名	地区名	担 当 地 区
吉 田 文 枝	音羽町4	音羽町1.2.3.4
本 澤 榮 春	幸 町2	幸町1.2.3、前原団地
佐藤セツ子	上ノ原	本町1.2.3、上ノ原
井 上 昇	西大久保	相生町1.2.3、西大久保
福島久美子	下 川	小羽入、下川、法師畑、上ノ原団地1.2.3、塩阿久津上
大 平 守 博	上 川	立岩、新小羽入、上川、よささ
木村久美子	新 黒 田	新黒田、旧黒田、前原、黒田団地、新黒田住宅
深 沢 知 光	旗 鉾	松ノ倉、茶臼、西田、旗鉾
相 馬 千 三	時 庭	田中、秋山沢、前久保、落合、時庭
高 久 孝	高 久	狸久保、高久、高久団地、柏、東狸久保
日下部美智子	中 原	藤塩、大島1.2、山梨子、戸能、穂積、中原、大石
菅 野 操	喜 和 田	小島1.2、羽原、新田、喜和田、漆塚上、下
渡 辺 せ き	田 島	高津、千振、千景園、柏台、豊津、田島
鈴 木 恵 子	逃 室3	逃室1.2.3、新逃室、松沼、吉田上、下、針生
渡 邊 昭 一	柏 沼	夕狩、新夕狩、常民夕狩、黒木、綱子、慈生会、二枚橋、トラビスト、五十里、七曲、柏沼、東郷
大 島 正 則	弥 次 郎	水原、木戸、成沢、矢ノ目1.2、追田原、弥次郎
井上八枝子	下 瀬 鎌	本郷1.2、上瀬鎌、下瀬鎌、橋本町、芦ノ又、あたごハイツ
鈴 木 健 司	岡 室	簡地、岡室、新高久、愛宕前
相 馬 文 夫	茅 沼	茅沼、丸山、海室、弓落、栗原内、廻り谷、後藤橋、瀬久保、桜久保
蓮実加代子	新 西 原	新西原
平 山 涼 一	松 子2	田代、松子1.2、松田
平 野 幸 一	守 子	伊藤台、守子
齋 藤 稔	広 谷 地	喰木原、広谷地、茗ヶ沢
幸 良 正 子	大 日 向	大同、大日向
北 林 信 孝	横 沢	室野井、横沢、上半俵、下半俵、宇田島、六斗地、蕪中
岡 崎 良 三	遅 山 町	遅山町、ロイヤル
小 林 昌 枝	元 湯 町	奥那須、元湯町、湯本本町、大町、川向町

氏 名	地区名	担 当 地 区
宮 尾 國 昭	西 町	見晴町、西町
室 井 道 男	占 勝 園	旭町、湯本仲町、占勝園
海 藤 邦 雄	那須高原	那須高原
石 山 一 男	那須高原	東町
高 松 清 人	ロイヤルバレー	ロイヤルバレー
人 見 悦 夫	一 ツ 桜	池田、一ツ桜
大 森 伸 吾	北 条	北条、長南寺、小深堀
浅 井 敏 寛	大 谷	北沢、荻久保、大谷
高根澤郁夫	大 沢	大沢、大深堀
渡 邊 勝 久	下 芦 野	下芦野、唐木田、上野町、川原町
藤 澤 實	西 坂	西坂、中の川、黒川
米 山 典 子	横 町 上	仲町上、中、下、横町上、下、新道、芦野団地
深 澤 善 壽	峯 岸	新町、大谷谷、峯岸、板屋、高瀬
白 井 智 子	三 ケ 村	三ヶ村、寄居本郷、豆沢、寄居大久保、明神、中重、山中
深 澤 秋 男	水 塩 大 久 保	白井、吉ノ目、上下田、大平、塩阿久津下、石住、水塩大久保
沢 井 幸 子	下 町	下町
小河原邦夫	陸 家	陸家(芋淵を除く)、梁瀬、東岩崎
仙 波 隆 夫	上 町	上町
薄 葉 重 雄	上 郷	上郷、大和須
榮 田 章 一	梓	梓
佐 藤 淳 一	養 沢	養沢、大畑
後 藤 悦 子	沼 野 井	沼野井、芋淵
稲 沢 道 夫	稲 沢	稲沢
菊 地 厚 子	幸 町 1	那須地区の一部(主任児童委員)
相 馬 朋 子	本 町 3	那須地区の一部(主任児童委員)
岡 田 昌 子	下 町	芦野、伊王野地区(主任児童委員)

家屋の確認 調査について



町では、公平で適正な課税を行うために、定期的に町内を巡回するほか、航空写真を利用し、新増築または滅失された家屋について、調査を行っています。

【家屋が新増築されている場合】
課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。なお、現況がよく確認できない場合は、直接訪問する場合があります。

【家屋が滅失されている場合】
本調査により家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度から課税台帳を削除します。なお、家屋を取り壊したことが確認できる滅失証明書等がある場合は、取り壊した翌年度か

ら台帳を削除しますので、ご相談ください。

住民の皆さまへお願い

家屋を新増築した場合または取り壊した場合は、税務課へご連絡ください。

税務課では、家屋表題登記および建築確認申請により家屋の新増築を把握するほか、定期的に町内を巡回し新増築または取り壊しの把握に努めています。

住民の皆さまには、お手数をおかけしますが、公平で適正な課税を行うため、ご協力をお願いします。

▼問合せ 税務課資産税係
☎72-6901

栃木県トラック協会塩那支部と 災害時の協定を締結



栃木県トラック協会塩那支部との協定式

町では、災害に強いまちづくりを推進するため、12月7日栃木県トラック協会塩那支部と「災害等における物資等の緊急輸送業務および応急対策業務に関する協定」を締結しました。

【協定の概要】
町内またはその他の市町村で災害が発生した際、町は救援物資等の緊急輸送業務や土砂、がれきの撤去・運搬などの応急対策業務を要請できることを定めました。

▼問合せ 総務課総務防災係
☎72-6901

防災のワンポイント

日頃から各家庭でも災害時に必要な物資を備えましょう。(以下は一例です。各家庭の環境にあったものを備えましょう。)

□食品(おおよそ3日分)
非常食(レトルトご飯、缶詰等)、水(飲料水、調理用) 等

□生活用品
生活用水、充電式のラジオ、常備薬、携帯電話の予備バッテリー、救急箱、ティッシュ、懐中電灯、カセットコンロ、ガスボンベ、女性用生理用品 等

□非常用持ち出し袋



12/12 防火防犯診断の様子

わが家の 防犯対策をチェック

暗くなるのが早く、家を不在にすることが増える時期です。空き巣

那須町安全安心メール

防災・火災・停電情報等をメールで配信しています。災害等に備えるため、ぜひ登録してください。



「t-nasu@sg-m.jp」へ空メールを送信するか、右のQRコードを読み取ってアクセスしてください。

■問合せ 総務課総務防災係
☎72-6901

懐中電灯、毛布、食料、ラジオ、電池、現金、ヘルメット、救急箱、ろうそく、ナイフ、水、衣類 等

□持ち歩き用非常持ち出し袋
ライト、携帯用充電器、歯ブラシ、ホイッスル、小銭マップ、水筒 等

①少しでも家を空ける時は、必ず施錠をしましょう。

②窓、扉の戸締り確認。特にトイレ、風呂場、2階の窓の閉め忘れに注意しましょう。

③侵入の足場になるようなものは整理整頓し、家の周囲に置かないようにしましょう。

④放火されないようゴミ袋、段ボール箱などは建物内に入れておきましょう。

⑤長期間不在にする時は、新聞、郵便物を止め、不在だと分からないようにしましょう。

戸建定住促進住宅の入居者募集の開始 および現地見学会のお知らせ



グリーンハイツ田中の分譲宅地内に若者向け町営住宅として戸建定住促進住宅（名称：グリーンハイツ田中リビナス）の新規入居者の募集を開始します。また、募集にあたり、現地見学会を開催しますので、入居希望者の見学をお待ちしています。

▼募集期間 1月10日(火)～2月10日(金)

▼申込方法 入居申込書に必要書類を添付の上、ふるさと定住課に提出してください。

▼見学会

○日時 1月29日(月)午前10時～午後4時

○場所 グリーンハイツ田中分譲地内住宅建築現場

▼住宅

○所在地 那須町大字寺子乙1232番地（グリーンハイツ田中地内）

○戸数 3戸

○仕様 3LDK、木造2階建てのオール電化住宅（3台分駐車場有り）

○家賃 月額50,000円

※子育て割引制度有り

▼入居資格

①世帯主の年齢が40歳未満で配偶者を有する方

②5年以上継続して居住できる方

③税金の滞納のない方など

A棟(区画No.18)



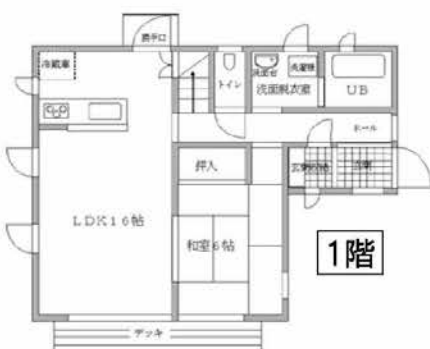
1階



2階



B棟(区画No.17)



1階



2階

C棟(区画No.16)



1階



2階

※入居時期は平成29年4月以降になります。 ■問合せ ふるさと定住課住宅政策係 ☎72-6955

大田原税務署からのお知らせ

1. 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

【社会保障・税番号(マイナンバー) 制度】

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続きの効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には

- マイナンバー(12桁)の記載が必要です
- 本人確認書類の提示または写しの添付が必要です

【本人確認(番号確認及び身元確認)を行うときに使用する書類の例】

- 例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
 - 例2 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)
- ※控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。
※町の確定申告の際には、本人確認書類の写しの添付が必要となります。



2. 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

【公的年金等を受給されている方へ～確定申告不要制度のお知らせ～】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

那須町移住定住促進住宅取得等補助金について

町では、町外からの転入者の増加により、定住人口の拡大を図るため、45歳未満の若者等の住宅の購入や住宅の増改築に対して補助金を交付します。

▼対象

- ・平成28年4月1日以降に那須町に転入された方
- ・配偶者がいる方
- ・本人または配偶者のいずれかが満45歳未満である方
- ・町が交付する建築に関する補助金の交付を受けたことがない方

▼補助金の額

- 【基本額】
- 新築住宅50万円
 - 中古住宅30万円
 - 増改築(30㎡以上)20万円
- 【加算額】
- 18歳未満の被扶養者1人あたり20万円
 - 三世帯同居20万円
 - 町内事業者施工20万円
- ※基本額・加算額を組み合わせて最大130万円を交付します。
※詳しくは町ホームページをご覧ください。
▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎⑦6955

那須町住宅建設資金利子補給制度について

金融機関から住宅の新築または増改築に必要な資金の貸し付けを受けた方に対し、利子の一部を補助します。

▼貸付限度額 500万円以内

※貸し付けを受けている金額のうち利子補給の対象となる限度額

▼利子補給率 年度末貸付残高に

対し年利2%以内
※平成27年度06%

▼期間 金融機関から住宅資金の貸し付けを受けたときから5年以内

▼補助対象者の条件

- 町内に住所を有する者
- 町内に自分の住宅を新築または増改築し、金融機関から住宅建設資金の貸付金を50万円以上受けている者

○対象となる住宅は、新築で延床面積200平方メートル(約60坪)以内、増改築は既設面積を含め200平方メートル以内

※詳しくは町ホームページをご覧ください。
▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎⑦6955

申告に関するお問い合わせ

■町税務課町民税係 ☎72-6903

■大田原税務署(代表) ☎0287-22-3115

〒324-8642 大田原市紫塚1-5-54

■国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>



申告が必要な方

○平成29年1月1日現在、那須町に住所があり、平成28年中に所得(収入)がある方は申告が必要となります

・事業所得(営業・農業)、不動産所得、譲渡所得、一時所得、雑所得等がある方

・給与所得者で給与以外の所得がある方、または2力以上から給与を受けた方

・給与所得者で年末調整を受けなかった方(中途退職された方等)

・給与所得者で、年末調整では控除できない医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける方

○公的年金を受給されている方

・公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、公的年金の源泉徴収票に記載されていない次の各種控除を受ける方は、町民税の申告が必要です。

※申告がない場合、町民税が高くなる場合があります。

・年金天引き以外で支払った社会保険料(国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料

等)がある方
・生命保険料や地震保険料を支払った方

・配偶者や扶養親族の控除をする方
・本人または控除対象配偶者、扶養親族が障害者手帳を持っている方

・寡婦もしくは寡夫の方(寡夫は扶養親族である方がいる場合)
・医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除をする方など

○次に該当する方は所得(収入)がなくても町民税の申告をお願いします

・所得がない人の申告は、本庁税務課または各支所で随時受け付けています。

・児童手当等の各種手当または給付金を受ける方や、国民年金の免除申請をする方

・所得証明書や非課税証明書が必要な方(会社の社会保険の被扶養者になっている方等)

・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方など

※所得が一定額以下の場合、国民健康保険税の軽減措置の適用がありますが、申告がないと受けることができません。

○申告が必要かどうか確認したい方は、給与や公的年金の源泉徴収票をお手元にご用意の上、お問い合わせください

申告に必要なもの

○確定申告書、収支内訳書、ハガキ(税務署から事前に送付を受けた方のみ)

○マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード、マイナンバーが記載されている住民票+身元確認書類(運転免許証等))

※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についても、マイナンバーの記載が必要です。ただし、番号確認書類および身元確認書類の添付は必要ありません。

○印鑑

○給与・公的年金等の平成28年分の源泉徴収票や、事業所得に伴う支払調書(コピー不可)

※源泉徴収票を紛失した場合は、申告までに給与や年金の支払者に再発行してもらってください。

○各種控除証明書(生命保険料・社会保険料等)

○障害者手帳または障害者控除対象者認定書(本人または家族で障害者控除の適用を受ける方)

○申告者本人の預金通帳(所得税の還付を受ける方や、新規に口座振替を申込み方は通帳と通帳印が必要です。)

○その他関係書類(申告の内容により添付書類がそれぞれ異なりますので、事前にご確認ください。)

《注意事項》



申告相談会場は大変混み合います。領収書などはあらかじめ自宅に集計するなどして、相談時間の短縮にご協力ください。また、申告に必要な書類がそろっていないと、正しい税額を計算することができません。日頃から必要書類の整理・保管を心がけましょう。

▼事業所得(営業・農業)、不動産所得

・収支計算の基礎となる領収書・帳簿などを必ず整理記帳してお持ちください。

※収入や経費等を記帳していない方は、ご自身で計算した後に申告を受けていただくこととなります。

・平成26年1月からすべての事業(営業・農業)所得者、不動産所得者に対し記帳・帳簿等の保存が義務化されました。作成した帳簿は7年間、請求書や納品書、領収書等の書類は5年間保存してください。

・新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からない方は、税務課に相談ください。

大田原税務署からのお知らせ

○平成28年分の所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

■会 場 大田原税務署 別館

■期 間 2月16日(木)～3月15日(水)(土・日を除く)

■時 間 午前9時～午後5時(受付:午前8時30分～)

※申告書の作成には時間を要しますので、午後2時頃までにお越しください。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。

■その他 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷して送付・e-TAXで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

○復興特別所得税について

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税とあわせて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。



▼医療費控除

・支払った医療費の領収書は、個人別・病院別に分け事前に集計してきてください。
・対象となる領収書は平成28年中に支払った分です(領収印の日付を確認してください)。例えば、12月分の入院費用を平成29年1月になってから支払った領収書は、今回の申告には含まれません。

・老人施設等の介護保険サービスに対する費用を医療費控除する場合は、必ず「医療費控除の対象となる金額」が明記された領収書をお持ちください(施設に医療費控除用の領収書を発行してもらってください)。

・医療費に対して補てんされた金額(高額医療費や医療保険金等)がある場合は、その金額が分かるようにしてきてください。

▼住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

・平成28年中に入居し初めて控除を受ける方は、次の書類が必要です。

①登記事項証明書または登記簿謄本(抄)本

②請負契約書(売買契約書)の写し

③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※増改築や中古住宅、認定長期優良住宅について控除を受ける際は、さらに各種証明書が必要です。

・住宅の建築にあたって補助金の交付を受けた場合は、その金額が分かるようにしてきてください。

・土地についても住宅借入金等特別控除を受ける場合は、土地の①②も必要です。

・2年目以降も申告により住宅借入金等特別控除を受ける方

(農業や自営業の方、年末調整が済んでいない方)は、③の年末残高証明書と税務署から発行

される住宅借入金等特別控除申告書を持参してください。

※マイナンバー制度の導入により、平成28年分の申告から、原則として住民票の添付を要しないことになりました。

▼収用等により資産を譲渡した場合の特別控除の特例

・公共事業施行者の収用などにより、土地・建物などの資産を譲渡した場合で特別控除の特例を受ける方は、次の書類が必要です。

①公共事業施行者が交付した各種証明書(買取り等の申出証明書、買取り等の証明書等)

②契約書(土地、建物、移転補償)

③移転補償等に基づき支出した内容が分かる領収書

○上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の軽減税率の特例廃止

上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の軽減税率は、平成25年12月31日までで廃止されました。税率は次のとおりです。

○期 間 平成26年1月1日から

○所得税率 15.315%

○町民税率 5%

※平成49年までは、復興特別所得税が含まれます。

・申告期間中は、本庁税務課で申告を受け付けることはできません(収入のない方の申告は除きます)。
・ご自身で申告書を作成できる方は、完成した申告書を申告会場に持参するか、大田原税務署に直接提出してください(大田原税務署へは郵送で提出することもできます)。
・申告書の作成は、国税庁ホームページの便利な「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告書を印刷し書面で提出するか、e-TAX(国税電子申告・納税システム)のどちらかを選ぶことができます。
※e-TAXを利用するには、あらかじめ電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入が必要です。
・以前に生じた損失を引き続き翌年に繰越控除したい方は、平成28年中に申告する所得がなくても、損失申告用の確定申告書を提出しなければなりません(青色申告者の純損失、特定居住用財産や上場株式等に係る譲渡損失は3年、東日本大震災により生じた雑損失は5年間繰り越すことができます)。
・平成25年分から町の中告会場での消費税申告書の作成はできません。消費税の申告は、大田原税務署で申告してください。

町県民税・所得税の申告相談会

申告期間 2月15日(水)～3月15日(水)(土・日を除く)

町県民税は、私たちの日常生活に身近なかかわりをもつ県や町の仕事のための費用を、住民の方がその負担能力(所得)に応じて分担し合うという性格の税金です。申告の必要な皆さんが自ら所得を申告し、所得に応じた税負担をしていただくことは、課税の公平性を維持するために重要なものです。

つきましては、下記の日程により申告相談会を開催しますので、申告期限内に正しい申告をされますようお願いします。

平成29年度 町県民税申告日程表					
会 場	期 日	曜日	区	域	
			午 前 (午前8時30分～正午)	午 後 (午後1時～午後4時)	
伊王野基幹 集落センター	2月15日	水	東岩崎 陸家 梁瀬	沼野井 稲沢	
	2月16日	木	上町	下町 上郷	
	2月17日	金	大和須 大畑	養沢 梓	
芦 野 基 幹 集落センター	2月20日	月	寄居本郷 寄居大久保 明神 中重 山中 中の川 新道 白井	下芦野 唐木田 上野町 川原町 三ヶ村 黒川 大平 塩阿久津下 西坂 吉の目 芦野団地	
	2月21日	火	豆沢 高瀬 峯岸 板屋 大ヶ谷 上下田	仲町上・中・下 横町上・下 新町上・下	
高原公民館	2月22日	水	湯本本町 大町 旭町 東町 占勝園 元湯 奥那須	那須高原 湯本仲町 川向町 西町 見晴町 遅山町 上半俵 下半俵	
	2月23日	木	蕪中 室野井 六斗地 横沢	宇田島 広谷地 守子 伊藤台	
那 須 町 文化センター	2月24日	金	漆塚上・下 喜和田 大石	北条 山梨子 穂積 戸能 新田	
	2月27日	月	高久団地 前原団地 上の原団地 よささ みやび 長南寺 藤塩 大日向	上の原 黒田団地 茗ヶ沢 田代 喰木原 高久	
	2月28日	火	池田 大深堀	松子1・2 松田 一ツ椏 ロイヤルバレー	
	3月1日	水	新西原 橋本町 愛宕前 上瀬縫 下瀬縫 本郷1・2	廻り谷 渡久保 新高久 芦の又 丸山	
	3月2日	木	逃室1・2・3 新逃室 針生	千振 千景園 吉田上・下 松沼	
	3月3日	金	田島 高津 柏沼 二枚橋 豊津 中原	トラピスト 綱子 夕狩 常民夕狩 新夕狩 荻久保 東観	
	3月6日	月	桜久保 後藤橋 弓落 茅沼 岡室	柏台 大谷 北沢 小深堀	
	3月7日	火	大沢 矢の目1・2 弥次郎 旗鉾	菱喰内 薄室 筒地 あたごハイツ	
	3月8日	水	大同 七曲 慈生会 黒木 五十里	大島1・2 小島1・2 木戸 水原 成沢	
	3月9日	木	上川 羽原 狸久保 東狸久保	秋山沢 柏 小羽入 新小羽入 下川 前原 前久保 立岩	
	3月10日	金	時庭 落合 田中 追田原 石住 西田	松の倉 茶臼 新黒田 旧黒田 新黒田住宅	
	3月13日	月	西大久保 水塩大久保 塩阿久津上 法師畑	幸町1・2・3	
	3月14日	火	相生町1・2・3	本町1・2・3	
	3月15日	水	音羽町1・2・3・4		

◎申告相談受付の整理券は、〔午前の部〕は午前8時から、〔午後の部〕は正午から配布します。

◎混雑状況によっては、午前中に来庁しても午後からの受け付けになる場合があります。

◎青色申告の方、雑損控除のある方、建物の売却による分離譲渡所得のある方、贈与税・相続税等の申告のある方は、大田原税務署で申告してください。

農業委員会制度が大きく変わります！

平成28年4月1日から農業委員会法が改正され、農業委員会制度が大きく変わりました。

主な改正点は、次のとおりです。

①農業委員会の委員の構成については、これまでの「農業委員」に加えて、地域活動を主体に行う「農地利用最適化推進委員」が新たに設置されました。

②これまでの選挙制度が廃止され、公募制度（自ら応募または推薦人・推薦団体による応募）となりました。

※農業委員については、議会の承認を経て町長が任命し、農地利用最適化推進委員については、農業委員会が委嘱します。

③選挙制度の廃止に伴い農業委員の選出区域割りが無くなり、新たに農地利用最適化推進委員の担任区域割りが新設されます。

※ただし、現行の農業委員の任期は平成29年7月19日までとなっていますので、新制度による農業委員会の運営は平成29年7月20日からとなります。

制度改正後の 農業委員会の定数

○農業委員（定数12名）

【主な仕事】

・定例総会での農地法等関係案件（農地の所有権移転、農地転用、

農地に対する利用権の設定ほか）の審議。

・農地法等関係案件に関する現地調査。

・農政指針の策定、県・町などへの建議・要請活動。

・農地の利用最適化に関し、農地利用最適化推進委員との連携。

○農地利用最適化推進委員（定数30名）

【主な仕事】

・農家訪問などによる、農家の意向や状況の確認。

・担任区域内の農地状況や農地貸し借りの意向確認。

・遊休農地発生防止および解消活動。

・農地の利用権設定に関する現地調査 など

新制度における 農業委員と農地 利用最適化推進 委員の要件等

○農業委員

・原則、認定農業者またはそれに準ずる方

・右記のほか、学識経験者、女性の方

○農地利用最適化推進委員

・農業に見識のある方（町内を30区域に区分けし、区域ごとに各1名が定員となります）

公募について

選挙制度が廃止となり、公募制度となったため、次のとおり公募を行います。

▼公募期間

2月20日（月）～3月21日（火）

※ただし、応募状況等により期間を延長することがあります。

▼応募

・自らの応募
・推薦人の推薦または推薦団体の推薦による応募

野生鳥獣との事故を防ぐために

町にはイノシシやサルなどの野生鳥獣が生息しています。普段は臆病な動物たちですが時には人が襲われることもあります。私たちが気を付ければ多くの事故を防ぐことができます。

▼野生鳥獣を人里へ寄せつけないために

・生ゴミや廃棄野菜を庭や裏山に捨てない。
・犬や猫のエサ等は建物内に入れておく。
・収穫予定の無い柿や栗は伐採するか実を除去しておく。

▼応募方法 所定の様式に必要事項を記入するとともに、必要な資料を添付の上、農業委員会事務局に提出してください。

※様式等については、1月16日以降に農業委員会事務局に備え付けます。また、町ホームページからダウンロードできます。

▼問合せ 農業委員会事務局

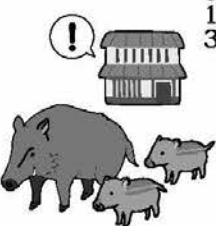
☎ 72 6925



▼野生鳥獣に出会ってしまったら
・見かけても不用意に近づいたりしない。
・急に走り出したり、後ろを向いたりしない。
・進行方向に近づかず、興奮させないように静かにその場から立ち去る。

▼問合せ 農林振興課林務畜産係

☎ 72 6913



平成29年度臨時職員の登録希望者を受け付けます

この登録制度は、臨時職員として働くことを希望される方にあらかじめ希望する職種等を登録してもらい、必要に応じて雇用条件に合う方を登録者の中から選考し、任用する制度です。

なお、この制度は任用を確約するものではなく、他に就職したり、進学したりすることを拘束するものではありません。

▼登録条件 登録を希望する職種に必要な資格免許を取得されている方で、町に通勤可能な方(地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する方は登録できません)

▼募集予定職種 事務補助員、保育園保育士、保育園用務員、保育園調理員、学校用務員、学校調理員、教育活動指導助手、作業員等

▼登録受付期間 随時受け付けます。

▼提出書類

○臨時職員登録申込書(総務課にあります。または、町ホームページからダウンロードできます。)

○資格が必要な職種については資格証明書の写し

▼提出方法 総務課へ持参または郵送により提出してください。

▼任用方法 臨時職員の任用を必要とするときに、雇用条件に合う方を書類選考し必要とする職場の担当者から面接等の連絡を

します。

※各課業務の必要に応じての任用となりますので、希望職種の登録者が多い場合や勤務条件が合わないなど、登録期間内に任用されない場合がありますので、ご了承ください。

▼登録有効期間

4月1日～平成30年3月31日(1年間)

※年度途中の申し込みについても、登録有効期間は平成30年3月31日までとなります。

▼雇用期間 職種により異なりますが、原則6カ月となります。(最長1年以内)

▼賃金・通勤手当 町規定により支給します(賃金800円、通勤手当片道2km)

▼福利厚生 勤務形態により社会保険(健康保険・厚生年金保険)および雇用保険の適用があります。

▼その他 臨時職員として任用されている間の身分は地方公務員となります。したがって守秘義務や営利企業等の従事制限(兼業の禁止)等、地方公務員としての義務が課せられることとなります。

▼問合せ 総務課秘書人事係

☎726901



保育園臨時職員募集

○保育士



▼内容 保育士業務全般

▼募集人員 若干名

▼勤務場所 町内の保育園

▼雇用期間 4月1日～9月30日(期間延長の契約更新あり)

▼勤務日数 月20日程度

▼休日等 土日・祝日

※月1回程度土曜日の出勤があります。

▼勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(早番遅番対応あり)

※勤務時間応相談

▼賃金 月額8,600円

▼通勤手当 町規定により支給

▼福利厚生 社会保険、雇用保険、労災保険に加入、有給休暇有

▼資格 保育士資格

※ブランクがある方も、ぜひご応募ください。

▼申込み 町臨時職員に登録後、履歴書をこども未来課に提出してください。

▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。

※詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ こども未来課保育係

☎726959

○保育園臨時調理員

▼内容 調理業務全般

▼募集人員 若干名

▼勤務場所 町内の保育園

▼雇用期間 4月1日～9月30日(期間延長の契約更新あり)

▼勤務日数 月20日程度

▼休日等 土日・祝日

▼勤務時間 常勤…午前8時30分～午後5時15分
パート…午前9時～午後3時

▼賃金 時給850円

▼通勤手当 町規定により支給

▼福利厚生 雇用保険、労災保険に加入、有給休暇有

※常勤は社会保険加入

▼申込み 町臨時職員に登録後、履歴書をこども未来課に提出してください。

▼資格 調理師免許または、調理業務経験のある方

▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。

※詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ こども未来課保育係

☎726959



○保育園臨時用務員

- ▼内 容 園内清掃等の雑務および調理補助
- ▼募集人員 若干名
- ▼勤務場所 町内の保育園
- ▼雇用期間 4月1日～9月30日
(期間延長の契約更新あり)
- ▼勤務日数 月20日程度
- ▼休日等 土日・祝日
- ▼勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
- ▼賃金 日給6,200円
- ▼通勤手当 町規定により支給
- ▼福利厚生 社会保険、雇用保険、労災保険に加入、有給休暇有
- ▼申込み 町臨時職員に登録後、履歴書をこども未来課に提出してください。
- ▼その他 お掃除が好きな方、お子さんの好きな方、ぜひご応募ください。
- ▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。
- ※詳しくはお問い合わせください。
- ▼問合せ こども未来課保育係
☎72 6959



学校臨時職員・ 相談員募集

○学校臨時用務員

- ▼内 容 校舎内外の巡視および清掃など
- ▼募集人員 若干名
- ▼雇用期間 4月1日～9月30日
までの所属学校長の指定する日
(6カ月更新あり)
- ▼勤務時間 1日あたり7時間45分
- ▼賃金 月額6,200円
- ▼通勤手当 町規定により支給
- ▼福利厚生 勤務形態により社会保険、雇用保険に加入
- ▼申込み 町臨時職員に登録後、1月23日(月)までに履歴書を学校教育課に提出してください。
- ▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。
- ▼問合せ 学校教育課学校教育係
☎72 6922

○学校給食臨時調理員

- ▼内 容 学校給食調理員の補助
- ▼募集人員 若干名
- ▼雇用期間 4月1日～9月30日
までの所属学校長の指定する日
(6カ月更新あり)
- ▼勤務時間 1日あたり6時間

○教育相談員

- ▼賃金 時給850円
- ▼通勤手当 通勤手当は町規定により支給
- ▼福利厚生 勤務形態により社会保険、雇用保険に加入
- ▼申込み 町臨時職員に登録後、1月23日(月)までに履歴書を学校教育課に提出してください。
- ▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。
- ▼問合せ 学校教育課学校教育係
☎72 6922
- ▼内 容 教育相談員 不登校児童生徒の支援
- ▼募集人員 2名
- ▼勤務場所 那須町教育相談室
- ▼雇用期間 4月1日～平成30年3月31日
- ▼勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(7時間45分)
- ▼賃金 月額165,000円
- ▼通勤手当 通勤手当は町規定により支給
- ▼福利厚生 勤務形態により社会保険、雇用保険に加入
- ▼資格 短大卒以上、学校勤務経験があればなお可
- ▼申込み 町臨時職員に登録後、1月23日(月)までに履歴書を学校教育課に提出してください。
- ▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。

○心の教室相談員

- ▼問合せ 学校教育課学校教育係
☎72 6922
- ▼内 容 児童・生徒・保護者への教育相談を行う
- ▼募集人員 4名
- ▼勤務場所 町内小中学校
- ▼雇用期間 4月1日～平成30年3月31日までの所属学校長の指定する日(1週あたり4日)
- ▼勤務時間 1日あたり5時間
- ▼賃金 時給1,000円
- ▼通勤手当 通勤手当は町規定により支給
- ▼申込み 町臨時職員に登録後、1月23日(月)までに履歴書を学校教育課に提出してください。
- ▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。
- ▼問合せ 学校教育課学校教育係
☎72 6922

